

吉備羣書集成

第參輯

凡 例

一、本輯は、戦記部上として、高松城水攻古圖一舖、及び原本貳拾八卷貳拾六冊を収載し、其各書排列の順序は、記事内容の總括的なる、或は總括的性質に近きものを順次卷頭に登載し、以下一氏一姓、若くは一城一軍の獨立したる記事を、大體事件發生の年代順に収録したり。

一、本輯各書の底本としては、備前軍記は沼田頼輔氏、中國兵亂記は總社町中島嘉一氏、美作國古城合戦記は矢吹金一郎氏、宇喜多戦記・妙善寺合戦記・備中兵亂記・兒島常山軍記及佐柿入道常圓物語は高取輝雄氏、龍ノ口落城記は池田侯爵家池田家文庫、三星軍傳記は騎兵大佐安東直康氏の、夫れ々々秘藏珍襲せる物に據り、又備前文明亂記は、故山田貞芳氏の遺書として現在三門學園の保管せるもの、類纂虎倉物語は岡山縣立戦捷記念圖書館の所藏せるものを、各借出採用したり。

一、尙戦記部収載の豫定書目中抄本類は之を後輯に登輯することとし、又二三のものは、或は其内容に鑑みて他輯に變更し、或は書名異なるも記事殆ど大差なきものは、蠶頭若くは割注として研究者對照の便に資すると同時に其異名類本、若くは異名同本の収録は之を省略したり。

一、異名類本若くは同本中、萬燈記・兒島常山軍記・天神山記は別本との相違點を頭注として、注末括弧内に「イ」「落」等の文字を挿入し、或は單に傍注を施せり。即ち妙善寺合戦記頭注の「イ」は刊本たる妙善寺合戦記、兒島常山軍記の「イ」は別名兒島常山落城記及備前常山軍記、天神山記の「落」は天神山落城記並に天神山實錄等との、夫れ々々相違點頭注なり。但し其相違點にして文章書方の末技に屬し、内容事實に於て何等の變化なきものは、必ずしも登録掲記せざるあり。

一、備前文明亂記・備中兵亂記の二書は、共に史蹟集覽に採録する所、而して其既刊本との相違點は、大同小異と云ふを得べきも本會の採れる文明亂記底本は、古人傳寫の年代に於て集覽記本よりも古く、殊に原著者の今

回初めて明かになれると、又同じく兵亂記底本は既刊本に比較して遙かに原著に近しと推定さるゝ理由に依り共に之が相違點を明かにすべく、即ち文明亂記は既刊本を對照併記し、兵亂記は相違點の比較的長き所を頭注とし、然らざるものは字傍に細線を施して、其下に括弧内に別本の字句を六號にて照記し、或は字句を全く追加添補すべき形にあるものは、六號割注の續け讀みと非續け讀みに依て、其別本との相違點を明かにすることゝせり。

一、尙中國兵亂記は、同書別本の轉載たる備中集成志古戰場の部と、又虎倉物語は、三門學園本の虎倉記・虎倉物語又虎倉聞書と、佐柿入道常圓物語は史籍集覽本の高松城攻物語と、各對照したり。

一、書中散見の字句に於て「設」に對し「儲」「頃」に對し「比」「攻」に對し「責」を用ゐ、又「卑怯」に「比興」「郎黨」に「郎等」「一統」に「一等」「一々」に「逸々」「譜代」に「普代」「意見」に「異見」「後備へ」に「跡備へ」「蒐出づ」に「蒐出づ」等の文字を使用したるは、明かに漢字の用法を誤り、或は現代の慣用に悖るものありと雖、一は原本尊重の意と、一は相違其ものが、好個の參考資料たるを思ひ、總て其儘として敢て訂正を加へず。勿論原本既に今日使用の漢字を用ゐたるもの、或は之を混用したるものは、凡て其儘に存置せること附言する迄もなし。

一、其他は大體一輯所載一般凡例に準則したりと雖、虎倉記の如く一面記録の性質を帯べるものは、假令誦讀困難なるものも、一字の送假名を附加せず、一切原本の形に依れり。

大正十年十一月十五日

編者 識

吉備群書集成第參輯目次

一、凡	例	卷頭
一、備前軍記	五	（解題）一頁
一、中國兵亂記	六	（全）一五七頁
一、 <small>天正中</small> 美作國古城合戰記	一	（全）二五七頁
一、備前文明亂記	一	（全）二六三頁
一、宇喜多戰記	一	（全）二九五頁
一、龍口落城記	一	（全）三〇七頁
一、妙善寺合戰記	一	（全）三一五頁
一、備中兵亂記	三	（全）三二五頁
一、兒島常山軍記	一	（全）三四七頁
一、天神山記	一	（全）三五三頁
一、類虎倉物語	一	（全）三七三頁
一、三星軍傳記	五	（全）三八九頁
一、 <small>備前國人</small> 佐柿入道常圓物語	一	（全）四六七頁

吉備群書集成第參輯目次終